

社協だより なかつ

7 月号 2024
no.89



〒871-0021大分県中津市沖代町1丁目1番11号 中津市教育福祉センター内
代表 TEL0979-24-4294 FAX0979-24-7682 <http://www.nakatsu-s.or.jp/>

令和6年7月号 第89号
発行元：中津市社会福祉協議会



…… 中津市障がい児・者余暇活動支援事業「てくてく」……

「わいわい福祉ひろば」のほかにも「対話」「交流」ができる「実践」の場として、障がいのある方とボランティアが気軽に参加できる機会や居場所づくりがある『てくてく』と『鈴の音』にも取り組んでいます。



中津市障がい児・者余暇活動支援事業「てくてく」は、障がいのある方が年齢を問わず余暇を過ごすための活動で、参加する全員が楽しめる場として、平成24年にスタートしました。プログラムはカヌーや乗馬などの軽スポーツ、工作や絵手紙などのものづくりなど様々で、専任職員が参加者を見守りながら、障がい児・者の心身の健康増進と自立を支援する内容となっています。

【てくてく情報】

- 開催日：毎月1回、日曜日の午前中
- ※夏休み期間中はサマーてくてくも実施
- 参加費：1回200円
- (きょうだい児は50円)



…… 障がい者ミニデイサービス「鈴の音」……

「鈴の音」は、障がいのある方とボランティアが活動を通じ、共に地域の住民として交流する場です。「障がいのある方が、自分たちで決める」をモットーに運営しており、毎回のプログラム内容は参加者で意見を出し合って決めていきます。調理、バスハイク、体操など、様々な活動があり、ボランティアが声掛けしながら、楽しく和やかな時間を過ごしています。

【鈴の音情報】

- 開催日：毎月第3水曜日、10時～14時
- 参加費：600円（お弁当代含む）
- ※参加者（障がいのある方、ボランティア）募集中！

「わいわい福祉ひろば」の「鈴の音」へのお問合せは…
中津市社協 地域福祉課 TEL 23-22095

令和6年4月から、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されました。行政機関等や事業者は、どのような取り組みができるか考えていくことが義務となっています。また、法律では義務化されていなくても、住民同士の関わりの中でも「合理的配慮」は重要です。義務化に関わらず、対話を通じて「相互理解」を深め、「一緒に」対応策を考えていくことが大切です。

『地域福祉』は、もともとお互いを認め合い、支え合う地域共生社会を目指してさまざまな人が協力し合うことを目的としています。

ぜひ、いろいろな場面で「合理的配慮」について考える機会を設けてみませんか。

障がい理解
合理的配慮

お互いを知る・理解する・実践する

「合理的配慮」という言葉をご存知ですか？障がいのある人もない人も、お互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現を目指すために必要な配慮のことです。

例えば、「飲食店や人が集まる場所に車いすの方が行ったときに、車いすのまま机につけるスペースが確保されている」「様々な人が集まる話し合いの場などで、手話が難しい難聴の方がいらつしやる時、筆談での会話ができるようにする」など、様々な違いを認め合い、心を配ることで「合理的配慮」には「対話」が必要で、ごちうか一方的な考えで行われるものではなく、障がいのある人もない人もお互いを知るための話し合いが基本です。

中津市社協では、障がいを知り、理解する取り組みとして「対話」「交流」をテーマにした『わいわい福祉ひろば』を30年間、続けています。

…… 福祉教育推進事業「わいわい福祉ひろば」……

「わいわい福祉ひろば」は、主に市内の小中学生を対象として、学校からの希望に応じて実施しています。内容は、「視覚」「聴覚」「肢体(車いす)」「ヘルダー(高齢者)」の4コースに分かれており、地域に住む障がいを持つ方や高齢の方のお話や交流、疑似体験をすることにより、地域福祉の基本である「コミュニケーション力」を育てることを目的としています。「ハートプロダクション」というプロダクション形式で、市内近郊に住む障がいのある方、ボランティア、福祉専門職の方などに「タレント」として登録いただき、活躍していただいています。

昨年度は20校で延べ63回実施し、同じ地域に住むタレントとの交流を通して、「障がい」や「高齢」を身近なものとする中で福祉的視点の啓発を行っています。将来的には中高生や大人向けの「わいわい福祉ひろば」も実施したいと考えています。



わいわいでは、こんな勉強をしているよ!

障がいのある人への配慮の一例

車いすを利用している人
● 小さな段差でも移動が難しいことがあります。困っている様子を見かけたら、「お手伝いしましょうか?」と声をかけてください。
● 階段を上がるなど、一人ではお手伝いが難しい場合は、周りにいる人にも声をかけて協力してもらいましょう。

聴覚に障がいがある人
● 声をかけるときは肩を軽くたたか、目を合わせてから話しかけましょう。
● コミュニケーションは、手話を知らなくても、身振り、筆談、口話(口の動きを読み取る)などいろいろなでできる方法があります。話をする時の表情も大切です。

視覚に障がいがある人
● 白杖(目の見えない人が持っている杖)を掲げているときは、SOSのサイン。積極的に声をかけましょう。
● 一緒に歩く場合は「人がたくさんいます」「段差がありますよ」など、周りの状況を具体的に説明しましょう。

令和6年度 中津市社会福祉協議会 事業計画

令和6年3月の理事会・評議員会において、下記の通り承認されましたのでご報告します。

基本方針

福祉ニーズも複雑化し、多くの課題が山積している地域課題に対し、様々な方の福祉相談に寄り添い、地域で安心して暮らすことができるよう自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、福祉関係団体、ボランティア・市民活動団体や行政等と密に連携・協働しながら、本会の基本理念である「**心とこころ 人とひととの“つながり”**」を念頭に、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の推進を図ります。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震など各地で毎年発生する自然災害等に対して、地域福祉の視点から災害に強い地域づくりや本会における災害時の組織体制の強化に努めます。

介護保険事業では、令和6年度の介護保険制度の改正に伴い、一部の報酬単価の引き上げや物価高騰に伴う介護職員等の処遇改善を目的として加算の増額などが予定されることにより、更なるサービス提供の質の向上と事業の安定を目指した経営に努めます。

これまでの取組みをさらに発展させ、地域や福祉団体、行政等の様々な関係者との連携のもと、支え合い、孤立させず、誰もがその人らしい生活を送ることができる地域社会の実現に向けた包括的な地域支援体制づくりを目指します。

事業方針・重点目標

総務課

中津市社協の人事、福利厚生、拠点福祉センターの運営や経理・予算など職場全体の運営を担う課です。

【事業方針】

物価高騰及びエネルギー価格高騰や最低賃金改定の影響等を見据えた、持続可能な財政運営を目指すべく、各種の財源確保及び予算の適正かつ効果的、効率的な執行と経費削減に努め、地域の福祉課題の解決を目指すため、経営基盤強化に向けた取組みを進めていきます。

また、働き方改革関連法や一般事業主行動計画等に基づき、ICTの導入による業務改善や働きやすい環境の整備も引き続き行い、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図っていきます。

【重点目標】

- (1) 持続可能な財政運営・経営基盤強化を推進
- (2) 多様な手法による人材確保・情報発信の強化
- (3) ICTを活用した業務効率改善の推進
- (4) 福祉避難所運営への取組みの強化

地域福祉課

一人ひとりが住みやすい地域の実現に向けて、総合的な相談支援を始め、住民、ボランティア等の参加のきっかけづくりや、各種団体・機関の関係づくりを企画・実践する課です。

【事業方針】

「誰もが、孤立することなく安心して暮らせる地域共生社会」に向け、住民一人ひとりが地域づくりに参画する主体であることを意識すると共に、互いに支えたり・支えられたりの対等な関係性が、自然に意識できるつながりのある地域社会づくりを進めます。取り組みとしては、住民・団体・機関・企業・行政等のコーディネートに努め、福祉課題を抱えた人への個別支援と地域づくりを「活動支援、参加支援、相談支援」を柱として包括的に進めます。

【重点目標】

- (1) 連携から協働に向けた包括的支援体制の構築
- (2) 福祉ニーズに対する実態把握の実施
- (3) 生きる力につながる参画機会の充実
- (4) 地域福祉人材の育成
- (5) 総合相談支援体制の強化

在宅福祉課

介護保険法及び障害者総合支援法に基づき、自宅等で自立した生活を営むことができるように、介護サービス等の提供内容の介護支援計画書を作成し、訪問介護（ヘルパー）、通所介護（デイサービス）、自宅での訪問入浴等のサービスを提供する課です。

【事業方針】

住み慣れた地域に安心して暮らし続けることができるよう、ご利用者様の個々のニーズに合わせ寄り添うことのできる良質な在宅サービスを提供するために、職員一人ひとりが能動的にご利用者様に働きかけを行うことができるよう体制基盤づくりに努めます。

令和6年度の介護保険報酬改定の基本的な視点を踏まえた今後のサービス提供体制の強化や職員が働きやすい職場づくりに努め、持続可能で安定的な事業運営を進めます。

【重点目標】

- (1) 在宅サービスを継続的かつ安定的に行っていくための取り組み
- (2) 災害時や感染症におけるBCP（業務継続計画）の運用
- (3) 良質な介護サービスを提供するための働きやすい職場づくり

福祉サービス課

児童館、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等の子育て支援事業や、生活支援ハウス、福祉の里づくりサポーター事業といった市からの受託（指定管理）事業を実施する課です。

【事業方針】

こども子育てにやさしい社会づくりのため、「こどもまんなか」の視点に立ち、こどもの居場所づくりや子育て支援を推進します。高齢者施設運営については、ご利用者様一人ひとりの尊厳を大切にした自立支援に取り組み、地域住民に信頼される事業運営を目指します。広報活動を積極的に行い、事業の周知を図るとともに、研修等を通して職員の資質の向上に努め、地域に貢献できる福祉サービスに取り組みます。

【重点目標】

- (1) こどもまんなかの三光児童館及び地域の子育て支援の推進
- (2) こどもが安心安全幸福に過ごせる放課後児童クラブの運営
- (3) 生活支援ハウス・ホームで安心して生活できる支援の充実

養護老人ホーム中津市豊寿園

介護を必要としないが、身体的・経済的な理由で、自宅等での生活が困難な方々が入所対象となります。現在、入所60名の定員となっています。

【事業方針】

高齢者の福祉に対するニーズが複雑化しており、様々な課題を抱える世帯が潜在化しています。高齢者のセーフティネットの役割を担う養護施設として潜在的な支援対象者を把握し、必要に応じて入所への支援にあたります。

入所後の支援では自立支援プログラムを強化し、入所者個々の状況に応じた対応・支援を進めていきます。また、地域の社会資源である社会福祉施設として地域の行事や活動に積極的に参画し日常から地域住民やコミュニティとのつながりを強化するとともに、自然災害時には福祉避難所としてBCP（業務継続計画）がより効果的に機能するために施設全体の防災対策（安全設備や備蓄品の点検・交換等）に努めます。

【重点目標】

- (1) 地域生活における福祉的課題の発掘・支援を推進
- (2) 職員の人財育成と人財確保
- (3) 入所者活動の強化と社会貢献活動の推進
- (4) 地域との“つながり”づくりに向けた取り組みの推進

中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘

常時介護が必要で、自宅等での生活が困難な方々を対象に入所いただき、日常生活上の支援や介護サービスを行っています。現在、入所80名・短期入所20名の定員となっています。

【事業方針】

*ノーマライゼーションの理念に基づいた介護サービスを必要とする高齢者にとって当たり前の選択肢の一つとしての「生活を営む場所」として位置づけ、法の基本理念に基づき、社会福祉施設として一人ひとりの尊厳が守られる介護を基本とし、地域や家族との結びつきを重視するとともに、入所者が心身とともに健やかに生活ができることを第一に考え、一人ひとりの状況に応じた介護サービスを提供します。

【重点目標】

- (1) 健全で安定的な経営の推進
- (2) 感染症・食中毒予防及び入所者・職員の健康管理の推進
- (3) 地域とのつながりを推進し開かれた施設への取り組み
- (4) 生産性の向上を目指したDXの導入推進

* 誰もが当たり前にあるままに、生活したい場所で生活するという考え方

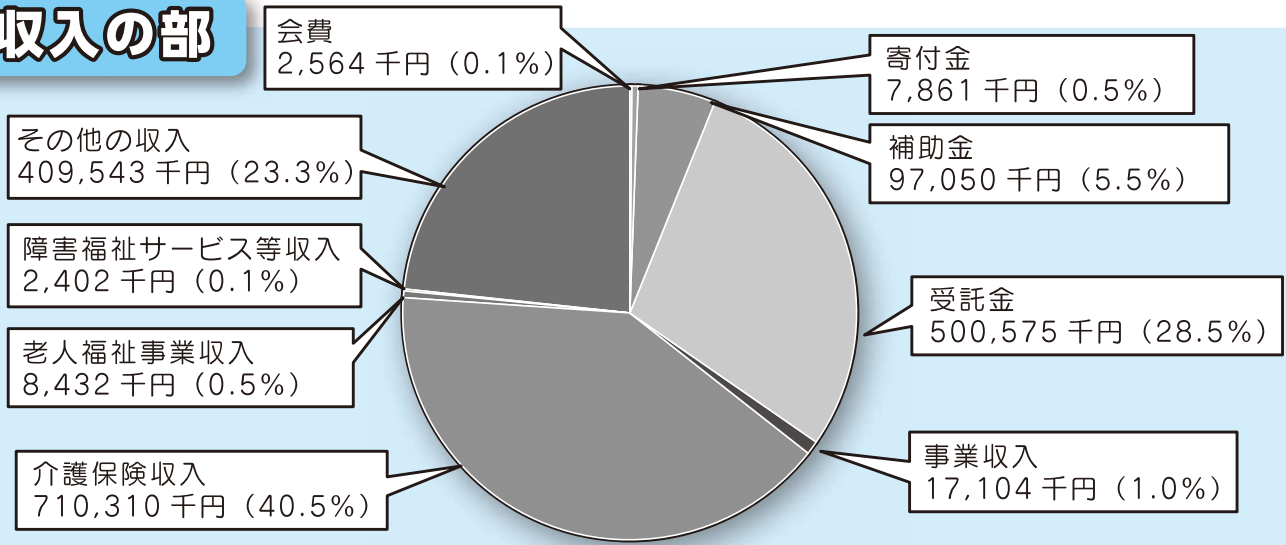
◎社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（社協）は、地域の福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。社会福祉法に基づいて、昭和26年から全国の市町村に設置されており、中津市では昭和45年に設立されました。地域の皆さまやボランティア、自治委員、民生児童委員、福祉関係者、行政機関等の協力を得ながら、共に考え、実践していく地域の福祉の推進役として様々な活動を行っています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

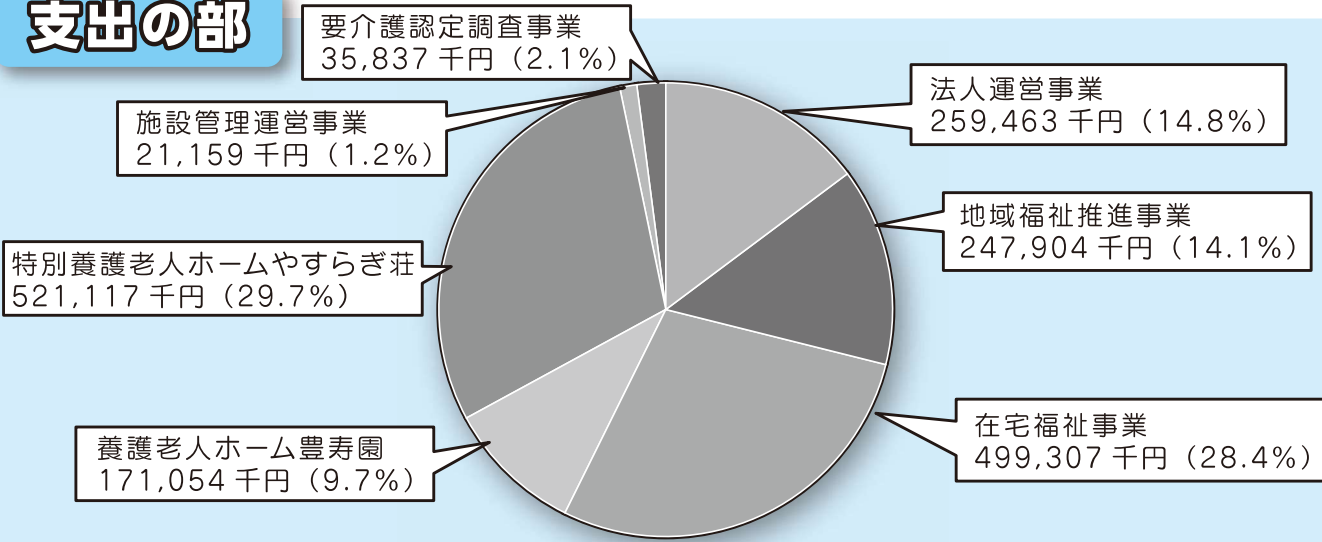
令和6年度 当初予算額：1,755,841 千円

収入の部



会 費	社協一般会費、特別会費	介 護 保 険 収 入	在宅介護や施設介護による収入
寄 付 金	香典返し、個人・団体からの一般寄付、物品寄付	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 収 入	障がい者の在宅福祉サービスにかかわる 事業収入及び利用料収入
補 助 金	市からの補助金収入	老人福祉事業収入	措置事業における事業収入
受 託 金	市や大分県社協からの受託事業の収入	そ の 他 の 収 入	繰越金、その他の活動収入
事業収入	各種事業の利用料収入ほか		

支出の部



法人運営事業	法人の管理運営費	やすらぎ荘事業	特別養護老人ホームの運営
地域福祉推進事業	地域福祉活動支援、 各種相談援助事業、広報啓発	豊 寿 園 事 業	養護老人ホームの運営
在宅福祉事業	児童館、児童クラブ、デイサービス、 ホームヘルプ、訪問入浴、居宅介護支援、 生活支援ハウス、障がい福祉サービス など	施設管理運営事業	教育福祉センター、本耶馬溪総合福祉 センター、耶馬溪介護研修センター、 山国社会福祉センター その他施設管 理
		要介護認定調査事業	介護保険の認定調査事業

日常の「つながり」を大切に 災害に強い地域へ

令和6年元日に発生した能登半島地震、4月17日には豊後水道を震源とした地震がありました。また、昨年7月には中津市でも被害がでた豪雨災害があり、これまで以上に災害を意識している方も少なくないのではないのでしょうか。

いざという時の助け合いには、日頃からの地域のつながりが大切です。「顔の見える関係」がある地域はいざという時に自然と支え合うことができ、安心して暮らせる地域づくりにつながります。

中津市社協では、防災を通しての地域づくりの一環として『被災者支援ボランティア講座』を毎年開催しています。

令和5年度は『協働減災塾』と、私たちができるところと題し、3月16日に開催しました。前半は、昨年7月の豪雨災害で支援活動をされた方々に実践報告いただき、後半では、オフィス園崎の園崎秀治氏に能登半島地震の被災地の現状と課題についてご講演いただきました。企業の方、防災士、自治委員長、民生児童委員、ボランティア団体、医療福祉関係者、行政関係者など約50名の方にご参加いただき、皆さんの関心の高さがうかがえました。



講師の園崎 秀治氏



グループでの話し合いの様子

実践報告をされた皆様

「実践報告を聴いて…」参加者の声

- ・地域の様々な団体と協力して活動していくことが大切だとわかった
- ・同じボランティアでもいろいろな形があることがわかった
- ・高校生の活動に感動した
- ・実際に活動された方のお話には、新しい気づきがたくさんあった
- ・民間の力が大事だと思った などなど

「講演を聴いて…」参加者の声

- ・支援力の大切さがわかった
- ・テレビや新聞だけではわからないことがいろいろと知れて良かった
- ・遠慮なく困りごとが話せる関係をつくる
- ・行政の支援だけでは限界があることが分かった
- ・減災につなげる視点を頂いた
- ・避難所運営の参考になった などなど



大分県建築士会中津支部 支部長 山村 増治氏



中津市しもげ商工会青年部 支部長 苅北 隆義氏



NPO法人地域ひととネット 代表理事 谷川 真奈美氏



大分県立中津北高等学校 きれまち隊の皆さん

「能登半島地震」 募金のお礼と「報告

被災された方の支援を目的に募金箱を設置したところ、たくさんの募金が集まりました。

お寄せいただいた募金は県共同募金会を通じて全額被災地にお届けします。

皆さまからの温かいご支援、ご協力、誠にありがとうございました。

※今後も引き続き募金箱は設置します。



みくんな、 同じ中津に住んでいます！



中津市内には、令和5年12月末現在、2,367人の外国の方が住んでいらっしゃいます。長年お住まいの方もいれば、仕事の関係で、最近中津に引っ越して来られた方など、年代も状況も様々です。新しい土地では、誰もが周囲の環境や生活の決まりごとがわからず、戸惑うこともあります。そのような中、相談できる場所や交流の機会などの取り組みについてご紹介します。

地域住民ネットワークで

交流会を実施

令和6年3月末、小楠地域福祉ネットワーク協議会により、「おぐすフェスタ」という交流会が小楠コミュニティセンターで行われました。地域に外国の方がいらっしゃることはわかっているにもかかわらず、接する機会やきっかけがないとの声があつたことになり企画。

当日は、中国・インドネシア・フィリピン・ネパール出身の方々が、家族や友だち同士で参加してください、手作りのクイズやゲーム、国や宗教の違いを配慮した食事等を通じて、皆さんで交流しました。



外国人総合

相談センター

令和5年12月に開設され、NPO法人・中津外国人共生支援協会の方々が運営されています。駅前サンリブ中津1階にあり、火曜～金曜15時～19時、土曜13時～19時に開所しています。



上記「おぐすフェスタ」の際もセンター職員の方々が来られ、参加された方々とのつながりができました。

如水地区で新たに「住民型有償サービス団体」ができました！ 如水ふじの花サービス



「地域のために何か活動をしたい」という想いを持つ地域の方々が集まり、昨年9月頃から話し合いを重ね、令和6年4月から住民型有償サービス「如水ふじの花サービス」として活動をスタートしました。

スタッフ会員は現在14名。定期的に話し合いの場を持ちながらスタッフ間の交流も深めています。4月の定例会では、会の代表である今池さんが「先々の夢はまだあるのですが、今は有償サービスの取り組みをたくさんの方に知ってもらい、この地域で幸せに暮らすための支えになっていきたい」と想いを話され、今後の取り組みに向けて話し合われました。



住民型有償サービスってなあに？



「サービスを利用する人も提供する人も、同じ地域に住む住民同士、みんなが互いに助け合っていこう」という趣旨で行われている、住民主体の生活支援サービスです。現在中津市内では11団体が活動しています。



【問合せ】中津市社協 地域福祉課 地域福祉推進係

TEL 23-20095

お知らせコーナー

夏ボラ体験してみませんか？

令和6年度「夏のボランティア体験月間」を実施します。「新しいことに挑戦してみたい」「ワクワクしたい」「自分の殻を破りたい」など、参加の動機は何でもOK！

この夏、ボランティアデビューしてみませんか。

申込期間：6月24日（月）～7月27日（土）

実施期間：7月22日（月）～8月31日（土）

参加資格：小学生以上

受入れ施設・団体：高齢者施設、児童福祉施設、障がい者施設、地域サロン等



昨年度の様子

【申込み・問合せ先】中津市社協 地域福祉課
中津市ボランティア・市民活動センター
TEL 23-2095

ボラ養成講座のお知らせ

令和6年度ボランティア養成講座「おもちゃドクター養成編」を開催します。

「おもちゃドクター」とは、ボランティアで壊れたおもちゃを修理するおもちゃのお医者さんで、子どもたちの「物を大切に作る心」を育てる活動をしています。

市内にお住まいの方で、おもちゃ修理やボランティアにご興味のある方は、ぜひご参加ください。

日時：7月13日（土）10：00～12：00

会場：教育福祉センター 多目的ホール

講師：「おもちゃ病院やま」ドクターの皆さん

※参加無料です。

初心者大歓迎です。
丁寧にお教えします！



【申込み・問合せ先】中津市社協 地域福祉課
中津市ボランティア・市民活動センター
TEL 23-2095

放課後児童クラブ夏休み期間中のアルバイト募集！

対象：児童の見守りや遊びの支援などをしていただける方（18歳以上）

職種：児童支援員補助 賃金：899円

場所：【三光】真坂児童クラブ、山口児童クラブ、秣児童クラブ

【本耶馬溪】樋田児童クラブ【耶馬溪】城井児童クラブ

期間：小学校の夏休み期間中 7月20日（土）～8月24日（土）

時間：8：30～17：30

※期間中の勤務日数・勤務時間等は、ご相談に応じます。お気軽にお問い合わせ下さい。

樋田児童クラブ非常勤職員募集！

職種：児童支援員 賃金：900円（各種手当あり）

期間：随時採用

時間：平日 14：00～18：00の間、長期休暇・土曜日 8：00～18：00の間 シフト制

申込み手続き：提出書類（ホームページに掲載）を各1部そろえて、郵送または窓口へ直接持参して下さい。お気軽にお問い合わせ下さい。

問合せ先 中津市社協 総務課：岩波 TEL:24-4294 または 福祉サービス課：桑嶋 TEL:27-7715

お知らせコーナー

中津市市民後見人養成講座 第7期受講生 募集!!

市民後見人の活躍が期待されています!



認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、身近な市民の立場から成年後見活動を行う「市民後見人」。

本講座は、「市民後見人」になるために必要な心構えや知識等について学びます。

開催期間：令和6年9月～12月（全12回）

開催場所：中津市教育福祉センター他

対象者：中津市在住または在勤する20歳以上の方で成年後見制度および福祉活動に理解と熱意のある方 など

内容：成年後見制度・福祉関係制度・各種法律・申立て手続きなどの実務・実習 など

申込期間：令和6年7月31日(水)まで

受講料：無料

※詳細については下記までお問い合わせください。

本会ホームページでもご案内しております。



※成年後見制度とは・障がいや認知症等によって、日々の生活に必要な手続きや金銭の取り扱い、自分の財産の管理などできない場合、その人がその人らしく安心して暮らせるように本人の『代理人』となって生活を支える制度です。



【問合せ・申込先】 中津市社協 地域福祉課 TEL:23-2095

傾聴ボランティア募集のお知らせ

中津市豊寿園では、入所者のお話を聞いて頂けるボランティアの方を募集しています。平日、10時～15時の間で時間は30分程度です。

性別、年齢問いませんので、どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 中津市豊寿園まで TEL:0979-64-8112



ワーク・ライフ・バランスってなに？

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」という意味があります。

平成19年12月に「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で「憲章」と「行動指針」が策定されました。社会の変化によって、生き方や働き方に対する価値観が多様になったため、仕事と生活の間で問題を抱える方が多くみられる現状を改革していくための取り組みです。

本会でも今年度の取り組みの一つとして、ワーク・ライフ・バランスを掲げています。企業としては、職員の多様な価値観に沿った働き方を選べる環境や健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境の整備が重要となっています。この取り組みでは、国、自治体や企業だけでなく、国民一人ひとりが自らの仕事と生活の調和のあり方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たすことが必要であると考えられています。

ご自身のワーク・ライフ・バランスについて考えてみてはどうでしょうか？